

(参考1)

経営所得安定対策等大綱 (抄)

**平成17年10月
農 林 水 産 省**

基本認識

平成17年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画（以下「新たな基本計画」という。）においては、重要施策の一つとして、平成19年産から品目横断的経営安定対策を導入することが明記されている。この対策は、いわば価格政策から所得政策への転換という、平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法で示された政策方向を具体化するものである。これまで全農家を対象とし、品目毎の価格に着目して講じてきた対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換することは、戦後の農政を根本から見直すものとなる。

また、この品目横断的経営安定対策の導入に伴い、現在進めている米政策改革の生産調整支援策は見直しが求められ、さらに、産業政策と地域振興政策を区分して農業施策を体系化する観点から、品目横断的経営安定対策の導入と同時に、農地・水・環境の保全向上対策を新たに導入することとしており、この一連の政策改革は、広範かつ大規模なものである。

この今回の政策改革は、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増大など我が国農業・農村が危機的状況にある中で、兼業農家、高齢農家などをはじめ、多様な構成員からなる地域農業を、担い手を中心として、地域の合意に基づき再編しようとするものである。それは同時に、食料の安定供給のほか、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮につながるとともに、WTOにおける確固たる交渉の条件整備になるものである。この経営所得安定対策等大綱は、こうした政策改革の意義を踏まえ、品目横断的経営安定対策の内容のみならず、これと表裏一体をなす米政策改革推進対策の見直し内容、さらに品目横断的経営安定対策と車の両輪をなすとも言える資源・環境対策の内容を、相互の関連にも留意して取りまとめたものである。

新たな基本計画においては、工程管理という考え方を重視している。品目横断的経営安定対策に関しても、工程表において、平成19年産からの導入に向け、平成18年度に関係法の改正、この前提として、平成17年度秋に制度の詳細を決定することが明らかにされている。この大綱決定も、その工程管理の一環をなすものであるが、今回の政策改革が現場の農業・農村にとって大きな影響を及ぼすものであればあるほど、地域の実情を十分踏まえつつ、手順を踏んで、関係者の理解と協力を得ながら進めることが重要である。この大綱決定の後も、平成19年産の制度導入時まで、施策の対象となる担い手を育成・確保する取組を、政府・団体が一体となって、更に強力に推進することとしているが、引き続き、制度の円滑な実施に向けた準備を怠りなく進めていくこととする。

1．品目横断的経営安定対策（略）

2．米政策改革推進対策（略）

3．農地・水・環境保全向上対策（仮称）

1 趣旨

- （1）農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。
- （2）このような中、農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保安全管理が困難となってきた現状や、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっている。
- （3）また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。
- （4）これらを踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」を実施する。
- （5）本対策は、力強い農業構造の確立、効率的な農業生産を目指す経営安定対策と「車の両輪」をなし、
 - ・ 国民の価値観の変化、新たな要請に応えることにより、その理解と納得を得つつ、
 - ・ 社会共通資本としての農地・農業用水等の資源、更にはその上で営まれる営農活動を一体として、その質を高めながら将来にわたり保全するものであり、地域振興対策として位置付けられるものである。

2 施策の仕組み

地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動と、これらの活動の質をさらにステップアップさせるための取組をともに協定に位置付け、地域住民を始めとする多様な主体の参画を得てこれらを総合的・一体的に実施する活動を支援する。

(1) 共同活動への支援

ア. 食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本である農地・農業用水等の資源を、将来にわたり適切に保全し、質的向上を図るため、

- ・ 集落など一定のまとまりを持った地域において、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体が参画する活動組織を設置し、
- ・ 活動組織の構成員が取り組む行為を協定により明確化した一定以上の効果の高い保全活動（現状の維持にとどまらず、改善や質的向上を図る活動）を実施する場合に一定の支援（基礎支援）を行う。

イ. 「基礎支援」は、

- ・ 地域の農地面積に応じて活動組織に交付。
- ・ 支援の要件は、具体的な活動を列挙した「活動指針」^(注1)を基礎に設定。

(注1) 活動指針は、国が標準的な指針を示し、地方が地域の特性を踏まえた独自の活動項目を追加したもの

ウ. 支援水準^(注2)（精査中）

「基礎支援」についての国の支援額は、国、地方、農業者の役割分担を踏まえ、

10a当たり単価を次のとおり想定。

(注2) 支援水準は、水路や農道等の施設の泥上げ、草刈り、点検といった資源の適切な保全管理に必要な基準的な共同作業量を、全国調査を基に算定

10a当たり単価

- ・ 水田（都府県）：2,200円／10a
- ・ 水田（北海道）：1,700円／10a
- ・ 畑（都府県）：1,400円／10a
- ・ 畑（北海道）：600円／10a
- ・ 草地（都府県）：200円／10a
- ・ 草地（北海道）：100円／10a

(2) 営農活動への支援

ア. 対象地域

「基礎支援」の実施地域であって、計画等に基づき地域として環境保全に取り組む地域

イ. 対象とする活動

農業が本来有する自然循環機能の維持・増進により、環境負荷の大幅な低減を推進するとともに、地域農業の振興にも資するため、活動組織内の農業者が協定に基づき、

- ・ 環境負荷低減に向けた取組を共同で行った上で、
- ・ 地域で相当程度のまとまりを持って、持続性の高い農業生産方式^(注3)の導入による化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減等の先進的な取組を実践

する場合に一定の支援（先進的営農支援）を行う。

（注３）持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の低減技術を組み合わせて行う生産方式

- 「地域で相当程度のまとまり」とは、以下のいずれかの場合とし、取組の実態に応じて選択できるものとする。
 - ① 各作物ごとにみて、集落等の生産者のおおむね５割以上が取り組む場合
 - ② 作物全体でみて、集落等の作付面積の２割以上かつ生産者の３割以上が取り組む場合
- 「化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減等の先進的な取組」とは、以下のいずれかの取組とする。
 - ① 化学肥料・化学合成農薬を地域の慣行から原則５割以上低減する技術導入（作物ごとに現行の代替技術により低減可能な水準を考慮して設定）
 - ② 化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減に相当する環境保全に資する先進的な取組

ウ．支援の内容

- ・ 先進的な取組に必要な技術の導入に係るコスト増といった掛増しの経費を基礎とし、取組面積に応じて活動組織に交付（先進的な取組を行った農業者への配分も可）。
- ・ 加えて、農業者が共同で行う環境負荷低減に向けた取組に対する一定の活動経費を活動組織に交付。
- ・ 支援水準については、化学肥料や農薬の５割低減等を実施している農家の経営を調査し、その結果を基礎に国や地方の役割分担のほか、農業者の自助努力も加味して設定。

（３）地域の取組の更なるステップアップへの支援

ア．これらの地域の活動を促進・補強し、更にステップアップさせるため、協定に基づき地域においてより高度な取組を実践した場合に一定の支援を行う。

イ．具体的には

- ・ 取組の地域への広がりや質の向上といったステップアップを誘導するため、地域を単位に「促進費」を活動組織に交付。
- ・ 加えて、「特に先進的な取組を行う地域を評価することにより展示的效果を引き出す仕組み」の構築。

とし、その内容については、平成１８年度に予定する「モデル支援地区」等を活用し、その詳細を検討。